

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	水道局	給水課
指摘の内容	<p>支出事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支出事務関係</li> </ul> <p>福島市水道局配水管布設工事助成制度助成金の算定額に誤りがあった。(1件) (福島市水道局配水管布設工事助成制度に関する要綱第6条第1項第2号)</p>	
講じた措置の内容	<p>支出事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支出事務関係</li> </ul> <p><b>【原因】</b></p> <p>福島市水道局配水管布設工事助成制度に関する要綱（端数処理の切捨てに関する部分）の担当者、係長、課長の認識不足が原因であります。</p> <p><b>【対応】</b></p> <p>相手先へ職員が直接伺い、謝罪、経過説明を行い、過大に交付した分につきましては返納（令和3年11月26日）していただきました。</p> <p>なお、ほかの案件にも誤りがないか確認しましたが、算定誤りはありませんでした。</p> <p><b>【再発防止策】</b></p> <p>要綱について再確認し係内で共有したほか、助成金の算定については、令和3年8月に作成した専用の計算シート及びチェックリストを用いて担当、副担当、係長による確認を行っております。</p> <p>また、今後においては引継時の注意事項とし継承してまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。